

「那覇市琉球泡盛文化の継承及び発展に関する条例(素案)」に関する市民意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

この度「那覇市琉球泡盛文化の継承及び発展に関する条例(素案)」につきまして、市民の皆さまからのご意見を広く募集したところ、以下のご意見をいただきましたので、本市議会の考えとともに公表いたします。

20 件のご意見につきましては、今後の素案をまとめるうえで参考とさせていただきます。

貴重なご意見をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。

- 1 募 集 期 間：令和 8 年 8 月 4 日～令和 8 年 8 月 24 日
- 2 意見提出件数：20 件（提出者数 2 名）
- 3 意見の内容及び本市議会の考え方：以下のとおり

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
1	(目的) 第 1 条	「第 1 条」の後の一字空けが全角でなく半角であるように見えます。全角に統一すべきではないでしょうか。第 2 条で号番号の後の一字空けも同様です。 素案全体を通して、数字が半角であるように見えます。一桁は全角とし、二桁以上を半角とするのはいかがでしょうか。 「及び」の位置について見直しが必要ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、那覇市の法制執務基準に基づき、統一した適切な表記へと修正いたします。
2	(定義) 第 2 条	号番号は「(1)」のように一文字とすべきではないでしょうか。 第 1 号で「琉球泡盛」の定義を「地域団体商標の商標登録…を受けている泡盛をいう」としています。しかし、商標権は、10 年ごとに更新手続きをしなければ失効します。万が一、更新手続きの失念などで商標登録が抹消された場合、条例上の「琉球泡盛」の定義が根底から崩れ、条例が機能なくなるリスクがあります。条例の効力が、外部（特許庁や商標権者である沖縄県酒造組合など）の手続き状況に完全に依存してしまうのは避けるべきであり、定義規定の見直しが必要ではないでしょうか。商標登録によらない定義方法としては、国が認めている基準（国税庁告示の地理的表示など）を引用するのはいかがでしょうか。（参考：国税庁 HP より、地理的表示「琉球」生産基準） https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chiri/180223_besshi03.htm 第 2 号で「琉球泡盛の…飲食」とありますが、琉球泡盛はお酒であり「飲食」の文言はそぐわないのではないのでしょうか。「製造、保存、流通」と合わせるならば「消費」とするのはいかがでしょうか。 第 2 号で「伝統、芸能、工芸」とありますが、他の箇所と合わせるため「伝統芸能、伝統工芸」とするのはいかがでしょうか。 第 3 号は個人だけが対象でしょうか。法人等を含むのであれば、人を指す場合の「者」だけではなく、	号番号の表記の修正について、ご指摘のとおり、条例案内の号番号につきましては、那覇市の法制執務基準に基づき、統一した適切な表記へと修正いたします。 第 1 号について、ご指摘のとおり、国税庁告示に基づく地理的表示（GI）「琉球」の基準等を参考に、商標の存続状況に左右されない、安定的かつ客観的な「琉球泡盛」の定義となるよう文言を再検討いたします。 第 2 号について、文脈において

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
		「者及び法人その他の団体」と明記するのはいかがでしょうか。 第4号で関連事業者が定義されていますが、泡盛を一切扱わない事業者（クラフトビール専門店、ヴィーガンカフェ、ノンアルコールバー等）まで一律に包摂し、努力義務を課すことには法政策上・憲法上の観点等から複数の問題点が存在します。そのため、対象を明確化する必要があると考えます。 ○「関連事業者」の定義の過広性の問題 ・文脈上の網の被さりの問題 「市内で飲食業、宿泊業、観光業…を行う者」という業種指定が先行しているため、市内でカフェや居酒屋、ホテルを営む事業者は「自動的に関連事業者に該当するのではないか」という疑義・解釈の曖昧さが生まれます。 ・取扱実態を無視した過広包摂の問題 ビール専門店やコーヒーショップ、ノンアルコール専門飲食店、あるいは特定の宗教的食規律（ハラール対応店など）に準拠した飲食店など、「泡盛の提供や泡盛文化との親和性が客観的にゼロ、あるいはあえて排除している事業者」まで形式的に対象になりかねないという過広性（Overbreadth）の問題があります。 ○「営業の自由」（憲法22条1項）への不当な干渉・過剰介入の問題 ・コンセプト（事業選択）の自由への侵害の問題 事業者には、どのような概念・商品売り、どのようなコンセプトで営業するかを決める自由（営業の自由・事業活動の自由）が憲法上保障されています。例えば「沖縄クラフトビール専門店」や「日本酒専門居酒屋」としてブランディングしている事業者に対して、条例の理念だからといって「琉球泡盛文化の魅力の発信及び普及に努める（第6条）」という法的努力義務を課すことは、事業者の営業上のコンセプトやアイデンティティ（独自性）を阻害する不当な干渉となり得ます。 ・特定の事業・商品の推奨の強制の問題 公権力が特定の民間商品・文化（泡盛）の普及活動を民間事業者一般に法的役割（努力義務）として負わせることは、民間の経済活動に対する過度な「公の価値の押し付け」であり、事業者の自主性尊重の原則に反します。 一方で、条例はあくまでも理念規定・努力義務であって強制ではないし、条例中に「個人の意思の尊重」が規定されているから問題はないとする意見もあるかもしれません。しかし、いくら理念規定・努力義務であって強制するものではないとしても、関連事業者として意図せざる者（泡盛の提供や泡盛文化との親和性が客観的にゼロ、あるいはあえて排除している事業者）が含まれ、そのような事業者にとって努力義務が課されること自体が不当で問題があります。	「飲食」とするよりも、経済・生活上の行為を表す「消費」とすること、また、「伝統芸能、伝統工芸」と表記を整理することについて、他条文との一貫性を保つ上で検討してまいります。 第3号について、酒造事業を営む主体は個人事業主にとどまらず、法人が多数を占める実態にあります。適用対象を法制上明確にするため、「者」の定義について、検討いたします。 第4号につきましても、「琉球泡盛を扱っている」等、文言の修正を検討いたします。 第5号について、「市民等」の定義が広く、「関連事業者」を包含しているため、他の条文で主体を列挙する際に重複や法解釈上の混乱を引き起こさないよう検討いたします。 また、「在住、在学」により乳幼児や小・中・高校生等の未成年者が一律に「市民等」に含まれ、第7条等の普及振興の努力義務が課されることへの懸念についての貴重なご意見承りました。

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
		なお、「本条例は理念規定であって、努力義務に強制性はないので問題はない」とする意見は、条例の規範性そのものを否定する考えです。条例として定める以上は、市民や事業者に特定の行動（あるいは配慮）を期待する「道徳的・政治的・規範的な効力」が生じるものであり、「問題はない」とすることは、そのような条例の効力を否定することとであり、条例制定の意義と矛盾する考えです。 第5号の「市民等」の定義の明確化が必要と考えます。第4号で「関連事業者（飲食業・宿泊業等の市民）」を定義しておきながら、第5号で「酒造事業者以外の市内で事業を営むもの」としているため、「関連事業者」は「市民等」の中に完全に包含されます。その結果、第9条第3項（市、酒造事業者、関連事業者及び市民等は…）などにおいて、主体の挙げ方が二重になり法解釈上の混乱（同義語の重複）を引き起こしています。 また、素案の「市民等」の「在住、在学」では「0歳から、小・中・高校生・大学生まで」が含まれます。これらの年齢の者を「市民等」に含むことについては、二十歳未満の飲酒禁止法及びアルコール健康障害対策基本法等に照らし、疑義があります。乳幼児や小中高生等、二十歳未満の者を一律に「市民等」に含め、素案第7条（市民等の役割）で「…日常生活や地域活動等において、琉球泡盛文化の普及及び振興に自主的にかかわるよう努めるものとする」と、努力義務を課すことは問題があります。本条例の「市民等」には、二十歳未満の者を含まないことを明確にすべきと考えます。	
3	(基本理念) 第3条	第1号について、ここでの趣旨は単なる産業振興や商品価値の継承を超えて、琉球泡盛の歴史的・文化的・技術的価値の適切な保存と継承へ概念を整理・厳密化することにあると考えます。これを明確にするためには、素案の第1号の「文化」や「価値」という言葉では抽象的です。これを「醸造・蒸留に関わる職人の伝統技術」や「首里王朝時代から続く歴史的価値・文化的背景」と具体化することで、単にお酒として消費・普及することではなく、地域文化財としての側面を尊重・継承対象とすることを明確にすべきではないかと考えます。 第2号について、素案では、「連携を図る」という“手段”で記述が終わっており、何のために連携するのかという目的・成果が示されていません。そのため、連携を通じて何を達成するのか（目的）を明確化することが必要と考えます。 第3号について、産業振興にとどまらず琉球泡盛のもつ文化的背景、伝統産業としての価値を広めることが重要であると考えます。 第4号について、個人の意思及び健康に加え、個人の生来の体質、文化的・宗教的背景など多様な価値観を尊重すること、「適正な飲酒に配慮すること」の明記が必要と考えます。これにより本条例が	第1号について、ご提案いただいた「醸造・蒸留に関わる職人の伝統技術」や「歴史的価値・文化的背景」といった趣旨につきましては、本条例に基づき策定する個別具体的な施策の中にしっかりと盛り込み、具体化するように努めてまいります。 第2号について、他分野との連携に関し、その先にある目的を明確にすべきとの貴重なご意見について承りました。

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方																																																	
		那覇市健康増進計画（健康なは 21）や沖縄県健康増進計画（健康おきなわ 21）とも整合性を図っていること、多様な文化的背景を尊重する考えに立つことを明示できると考えます。 本県の飲酒に関する現状と課題は次のとおりです（沖縄県 健康おきなわ 21 の HP より）。 ・「節度ある適度な飲酒量」を知っている人の割合は、全国の 5 割に対して本県は 2 ～ 3 割にとどまっています。 ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、男女ともに全国より高い状況です。 ・肝疾患の死亡率は、男性が全国ワースト、女性が全国ワースト 2 です。 ・アルコール性肝疾患の死亡率は男女とも全国より高く、男性は全国平均の約 2 倍となっています。 ・未成年者の飲酒割合は、全国と比較して高く特に男性は全国の 2 倍です。 健康おきなわ 21 及び健康なは 21 では、飲酒に関し下記表のとおり目標値を定めています。 本県の飲酒に関する健康上の現状と課題を踏まえ、本条例は健康おきなわ 21 及び健康なは 21 が掲げる目標値と矛盾しないよう、統一した姿勢での取組が求められることから、「適正な飲酒に配慮すること」を第 4 号に明記すべきと考えます。 健康おきなわ 21 飲酒に関する目標項目・指標 目標項目・指標 <table><tr><th rowspan="2">目標項目</th><th colspan="2" rowspan="2">指標</th><th rowspan="2">ベースライン</th><th colspan="2">目標値</th><th rowspan="2">目標値の考え方</th><th rowspan="2">出典</th></tr><tr><th>前期 (R10)</th><th>後期 (R14)</th></tr><tr><td rowspan="2">生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少</td><td>1 日当たりの純アルコール量が男性 40g 以上、女性 20g 以上を飲酒している者の割合（20 歳以上）</td><td>男性</td><td>17.2% (R3)</td><td>16.0%</td><td>15.0%</td><td rowspan="2">国計画「健康日本 21（第三次）」目標値（女性 6.4%）と同程度の減少割合</td><td rowspan="2">県民健康・栄養調査</td></tr><tr><td></td><td>女性</td><td>13.1% (R3)</td><td>11.0%</td><td>9.2%</td></tr><tr><td rowspan="2">20 歳未満の者の飲酒をなくす</td><td rowspan="2">高校生の飲酒率</td><td>男子</td><td>4.9% (R3)</td><td rowspan="2">0%</td><td rowspan="2">0%</td><td rowspan="2">20 歳未満の飲酒をなくす</td><td rowspan="2">Takakura, et al. School Health 2023;19:14-25.</td></tr><tr><td>女子</td><td>4.5% (R3)</td></tr><tr><td>妊娠中の飲酒をなくす</td><td colspan="2">妊婦の飲酒率</td><td>0.6% (R4)</td><td>0%</td><td>0%</td><td>妊娠中の飲酒をなくす</td><td>母子保健事業に係る実施状況等調査</td></tr><tr><td>節度ある適度な飲酒量(1 日平均純アルコールで約 20 g 程度)を知っている者を増やす</td><td colspan="2">節度ある適度な飲酒量(1 日平均純アルコールで約 20 g 程度)を知っている者の割合（20 歳以上）</td><td>41.1% (R3)</td><td>50%</td><td>60%</td><td>現状値から増加させる</td><td>県民健康・栄養調査</td></tr></table>	目標項目	指標		ベースライン	目標値		目標値の考え方	出典	前期 (R10)	後期 (R14)	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少	1 日当たりの純アルコール量が男性 40g 以上、女性 20g 以上を飲酒している者の割合（20 歳以上）	男性	17.2% (R3)	16.0%	15.0%	国計画「健康日本 21（第三次）」目標値（女性 6.4%）と同程度の減少割合	県民健康・栄養調査		女性	13.1% (R3)	11.0%	9.2%	20 歳未満の者の飲酒をなくす	高校生の飲酒率	男子	4.9% (R3)	0%	0%	20 歳未満の飲酒をなくす	Takakura, et al. School Health 2023;19:14-25.	女子	4.5% (R3)	妊娠中の飲酒をなくす	妊婦の飲酒率		0.6% (R4)	0%	0%	妊娠中の飲酒をなくす	母子保健事業に係る実施状況等調査	節度ある適度な飲酒量(1 日平均純アルコールで約 20 g 程度)を知っている者を増やす	節度ある適度な飲酒量(1 日平均純アルコールで約 20 g 程度)を知っている者の割合（20 歳以上）		41.1% (R3)	50%	60%	現状値から増加させる	県民健康・栄養調査	第 3 号について、泡盛の普及を経済的な産業振興としてのみ捉えるのではなく、その背景にある泡盛の仕次ぎの文化などの文化的価値を広く伝えることは不可欠です。本条例の運用においては、経済的側面に偏ることなく、文化的背景を前面に押し出した啓発活動を推進してまいります。 第 4 号について、本市における飲酒に伴う健康上の諸課題（肝疾患死亡率や未成年者飲酒等）につきましても、本市としても極めて重大な課題であると認識しております。 本条例が飲酒を過度に推奨・強要するものとなってはならず、「健康なは 21」と表裏一体となり、整合性・統一性をもって推進される必要があります。 そのため、第 4 号における「健康への配慮」の解釈・実践にあっても、「適正な飲酒（節度ある適度な飲酒）の啓発」や「体質的・宗教的に飲酒ができない方々を含む多様な価値観への配慮」を当然の前提として位置づけ、関係部局（健康部）と意見交換しながら取組を推進してまいります。
目標項目	指標						ベースライン	目標値			目標値の考え方	出典																																								
			前期 (R10)	後期 (R14)																																																
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少	1 日当たりの純アルコール量が男性 40g 以上、女性 20g 以上を飲酒している者の割合（20 歳以上）	男性	17.2% (R3)	16.0%	15.0%	国計画「健康日本 21（第三次）」目標値（女性 6.4%）と同程度の減少割合	県民健康・栄養調査																																													
		女性	13.1% (R3)	11.0%	9.2%																																															
20 歳未満の者の飲酒をなくす	高校生の飲酒率	男子	4.9% (R3)	0%	0%	20 歳未満の飲酒をなくす	Takakura, et al. School Health 2023;19:14-25.																																													
		女子	4.5% (R3)																																																	
妊娠中の飲酒をなくす	妊婦の飲酒率		0.6% (R4)	0%	0%	妊娠中の飲酒をなくす	母子保健事業に係る実施状況等調査																																													
節度ある適度な飲酒量(1 日平均純アルコールで約 20 g 程度)を知っている者を増やす	節度ある適度な飲酒量(1 日平均純アルコールで約 20 g 程度)を知っている者の割合（20 歳以上）		41.1% (R3)	50%	60%	現状値から増加させる	県民健康・栄養調査																																													

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方																																									
		(3) 目標項目と目標値 <table><thead><tr><th>目標項目</th><th colspan="2">指標</th><th>基準値</th><th>目標値</th><th>出典</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少</td><td rowspan="2">20-39歳</td><td>男性</td><td>24.5%(R4)</td><td>15.0%</td><td rowspan="4">国保健康診査</td></tr><tr><td>女性</td><td>29.1%(R4)</td><td>9.2%</td></tr><tr><td rowspan="2">40-74歳</td><td>男性</td><td>19.7%(R4)</td><td>15.0%</td></tr><tr><td>女性</td><td>16.9%(R4)</td><td>9.2%</td></tr><tr><td rowspan="4">20歳未満の飲酒をなくす</td><td rowspan="2">中学生</td><td>男子</td><td>0.3%(R5)</td><td rowspan="4">0.0%</td><td rowspan="4">健康増進課</td></tr><tr><td>女子</td><td>0.1%(R5)</td></tr><tr><td rowspan="2">高校生</td><td>男子</td><td>0.3%(R5)</td></tr><tr><td>女子</td><td>0.4%(R5)</td></tr><tr><td>妊娠中の飲酒をなくす</td><td colspan="2">妊娠中、飲酒していたと回答した者の割合</td><td>0.6%(R4)</td><td>0.0%</td><td>乳幼児健康診査</td></tr></tbody></table>	目標項目	指標		基準値	目標値	出典	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少	20-39歳	男性	24.5%(R4)	15.0%	国保健康診査	女性	29.1%(R4)	9.2%	40-74歳	男性	19.7%(R4)	15.0%	女性	16.9%(R4)	9.2%	20歳未満の飲酒をなくす	中学生	男子	0.3%(R5)	0.0%	健康増進課	女子	0.1%(R5)	高校生	男子	0.3%(R5)	女子	0.4%(R5)	妊娠中の飲酒をなくす	妊娠中、飲酒していたと回答した者の割合		0.6%(R4)	0.0%	乳幼児健康診査	
目標項目	指標		基準値	目標値	出典																																							
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少	20-39歳	男性	24.5%(R4)	15.0%	国保健康診査																																							
		女性	29.1%(R4)	9.2%																																								
	40-74歳	男性	19.7%(R4)	15.0%																																								
		女性	16.9%(R4)	9.2%																																								
20歳未満の飲酒をなくす	中学生	男子	0.3%(R5)	0.0%	健康増進課																																							
		女子	0.1%(R5)																																									
	高校生	男子	0.3%(R5)																																									
		女子	0.4%(R5)																																									
妊娠中の飲酒をなくす	妊娠中、飲酒していたと回答した者の割合		0.6%(R4)	0.0%	乳幼児健康診査																																							
4	(市の役割) 第4条	「伝統産業等との連携」という文言を削ってはどうかと考えます。「法制執務上の重複（冗長性）の解消」及び「市の役割としての包括性の確保」という2つの観点によるものです。 まず、第3条第2号（基本理念）において「伝統工芸、伝統芸能、琉球料理その他の地域資源との連携を図り…」と基本理念に組み込まれています。また、個別の施策規定として第12条（伝統産業等との連携）が独立して設けられています。第4条で「前条に定める基本理念にのっとり…施策を総合的かつ計画的に策定し…」と規定しているため、理念や個別条文にある「伝統産業等との連携」という特定の施策領域だけを第4条で重複して書き下すのは、条例の条文設計（法制執務）として冗長となります。 また、第4条は、市が講じるべき施策全般（技術継承、普及啓発、情報発信、国際交流、適正飲酒配慮、公衆衛生等）を網羅的に受け止める総括規定です。ここで「伝統産業等との連携」だけを特別に挙げてしまうと、「市は伝統産業との連携ばかりに注力すればよいのか」、「普及啓発、情報発信、適正飲酒配慮などの他の重要施策と同等・包括的な扱いになっていないのではないか」という条文解釈上の偏りが生じるリスクがあります。 第4条から「伝統産業等との連携」文言を外しても、基本理念（第3条第2号）及び個別施策（第	第2号について、ご指摘のとおり、条例全体の冗長性を招くおそれがあります。したがって、法制執務上の重複を回避し、かつすべての重要施策を包括的に推進するための規定とするため、修正を検討してまいります。 また、「基本理念」の略称定義につきましてもその後の本文中において「基本理念」の文言は使用されておりません。そのため、法制執務上、不要な略称定義は削除し、より簡潔で整理さ																																									

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
		12 条) において「伝統産業との連携」は強固かつ具体的な内容として残されています。市の役割を定める第 4 条では「琉球泡盛文化の継承及び発展に関する施策」とシンプルな包括規定にまとめることで、伝統産業連携を含む全ての施策領域を漏れなく、かつすっきりとカバーできる構造に改めることができます。 なお、「(以下「基本理念」という。)」とありますが、第 5 条以下に「基本理念」の文言はないため、当該規定は削除して差し支えないと考えます。	れた条文への修正を検討してまいります。
5	(市の役割) 第 4 条	第 8 条(技術の継承及び後継者の育成)・第 9 条(学習及び普及の振興)第 1 項は、第 4 条(市の役割)の「～琉球泡盛文化の継承及び発展～に関する施策を～実施するものとする。」とダブっている感じがするので、第 8 条(技術の継承及び後継者の育成)を丸ごと削るか、規則(or 要綱)に移動するとともに、第 9 条(学習及び普及の振興)第 2・3 項を第 4 条に移動し、第 4 条のみだしを(市の役割→市の役割等)とするのは如何でしょうか？	貴重なご意見として承りました。本条例が目指す「伝統技術の確実な継承」および「地域一体となった普及啓発」という重要施策を強くアピールし、安定的かつ実効性をもって推進していくため、第 8 条および第 9 条については、それぞれの重要性和独自性を鑑み、独立した個別規定として素案の構成を維持したいと考えております。 いただいたご意見は、今後の条例の運用において、重複や混乱が生じないように、重要な示唆として役立ててまいります。
6	(酒造事業者の役割) 第 5 条	第 5 条では酒造事業者の役割を規定する部分です。素案に加えて、以下の観点から「酒類の販売及び宣伝における不適切な飲酒の誘引防止等に配慮しつつ」の文言の追加が必要と考えます。 まず、アルコール健康障害対策基本法第 6 条（事業者の責務）において、「酒類の製造又は販売…を行う事業者は…その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする」と定められています。 また、酒類は単なる飲料品ではなく、健康障害や社会的リスクを伴う嗜好品です。「製造して売るだけ」ではなく、「自社の製品が健全かつ安全に嗜まれるための配慮を行う」ことは、製造物責任・CSR（企業の社会的責任）の観点から最も本質的な役割と言えます。 これらの観点から、行政（市）や一般市民（消費者）だけに啓発を任せるのではなく、商品を製造	ご指摘のとおり、酒類を製造・販売する事業者が、不適切な飲酒を誘引しないよう広告宣伝や販売方法に配慮することは、アルコール健康障害対策基本法に定められた責務に合致するものであり、企業の社会的責任（CSR）の観点からも極めて重要であります。貴重なご意見と

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
6	(酒造事業者の役割) 第5条	する酒造事業者が一丸となって「適正飲酒」に配慮することが、結果としてブランド価値や泡盛文化の誇りを高めることにつながることを考えられるため、酒造事業者の責務に上記の文言を追加することを提案します。 「琉球泡盛文化の継承及び発展に関する」の文言については、重複（冗長性）の解消するため削除してはどうかと考えます。	して承りました。 また、ご指摘のとおり、条例の名称や目的規定（第1条）において「琉球泡盛文化の継承及び発展」が明確に掲げられているため、個別条文である第5条の中で同文言を繰り返す用いることは、法制執務上、冗長な表現と言えます。よってご指摘を踏まえて重複する文言の削除・整理を検討してまいります。
7	(関連事業者の役割) 第6条	上記でも記載していますが、こちらでもあらためて修正案の理由をまとめます。第6条修正案の主な理由は、「憲法上の基本的人権（営業の自由・個人の選択の自由）への配慮」、「対象事業者の実態に合わせた法政策上の過広性の解消」、「条例第14条との不整合の解消」の3点です。 ・「営業の自由（憲法22条1項）」及びコンセプトの尊重 泡盛を一切扱わない事業者（クラフトビール専門店、カフェ、ノンアルコールバー等）や、宗教的・思想的・健康上の理由で酒類を扱わない店舗に対し、一律に「普及・発信の努力義務」を課すことは、事業者の営業上のコンセプトや意思決定を阻害する不当な干渉となり得ます。そのため、事業者の自主性・選択の自由を保障する規定へと変更する必要があります。 ・対象事業者の不当な拡大（定義の過広性）の是正 素案（第2条第4号及び第6条）では、市内の飲食・宿泊業者等が実態に関わらず一律に対象となりがねない構造です。これを「その事業の態様や取扱商品に応じ」と限定することで、泡盛を取り扱う事業者が「自発的な協力」として取り組める法的枠組み（「努めるものとする」から「協力することができる」へ緩和）へ変更する必要があります。 ・第14条（個人の意思の尊重・不強制）との不整合の解消 第14条で定める「個人の嗜好の尊重」や「飲酒の推奨・強制の禁止」と矛盾しないよう、顧客や事業者が飲酒・酒類取扱を選択しない自由を尊重すべき旨を第2項に明記する必要があります。	憲法上の基本的人権（営業の自由）への配慮、法政策上の過広性の解消、および条例内部における整合性の担保という、法制執務上極めて重要かつ本質的なご指摘をいただき、感謝申し上げます。ご意見承りました。
8	(市民等の役割) 第7条	理念条例・啓発目的であっても、個人嗜好やアルコールという健康リスク・倫理的観点が絡む対象に対し、一般市民へ一律に努力義務を課すことは法政策的・憲法的に重大な懸念・問題点があると考えます。また、地域文化の継承において、市民は普及責務を負う主体ではなく、あくまで文化の「享	憲法上の基本的人権、多様な生活スタイル・価値観の尊重、公衆衛生の観点、および二十歳未満の

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
8	(市民等の役割) 第7条	受者」であると考えます。 理念条例・啓発目的であっても、個人嗜好やアルコールという健康リスク・倫理的観点が絡む対象に対し、一般市民へ一律に努力義務を課すことは法政策的・憲法的に重大な懸念・問題点があると考えます。また、地域文化の継承において、市民は普及責務を負う主体ではなく、あくまで文化の「享受者」であると考えます。 そのため、一律の努力義務（～努めるものとする）を削除し、「歴史や文化としての理解」と「本人の自主的な関心に応じた自由な関わり（～関わるができる）」にとどめる規定（権利・任意規定）に改める必要があると考えます。 以下、上記考えの理由について詳細を記載します。 ・「個人の内心の自由」・「選択の自由」との関係（憲法上の問題） 憲法上、個人が何を選び、何を好み、どのような生活スタイルを送るかは、個人の自己決定権（憲法13条）や内心の自由（憲法19条）に関わる領域です。泡盛はアルコール飲料（嗜好品）であり、宗教的信条、体質（アルコール不耐性）、健康的理由、精神的理由（依存症等）から飲酒や酒文化に関わりたくない市民も当然存在します。 条例における「努力義務」は罰則こそ伴いませんが、自治体という公権力が定めた「責務・努力目標」という法的規範です。「市民は泡盛文化を理解し普及・振興に関わるよう努めよ」と定めることは、「特定の嗜好品や文化に対する肯定的態度や活動への関与」を公共の価値として市民に実質的・心理的に強制・推奨する側面を持ち、個人の自己決定権や嗜好に対する不必要な踏み込み（同調圧力の形成）と解されかねません。 ・第14条（個人の意思の尊重等）との矛盾（法的整合性） 第14条で「飲酒の推奨や強制の禁止、個人の嗜好・健康状態の尊重」を強く謳っている一方で、第7条で市民全般に対して「文化の理解・普及・振興への自主的な関わり」の努力義務を課すことは、法解釈上、内部矛盾（相互のインセンティブの打ち消し合い）を引き起こします。「文化の理解や振興に努める」とことと「飲酒の推奨・嗜好の押し付けにならない」とことの境界線は一般市民にとって極めて曖昧であり、市民に過剰な規範的プレッシャーを与えるリスクがあります。 ・「自治体における市民の役割規定」としての正当性と限界 行政（第4条）や酒造事業者（第5条）が「産業振興や伝統継承」のために責務や努力義務を負うことは、公権力の行使や事業活動であるため合理性が認められます。しかし、消費主体・生活者である一般市民（在住者・在勤者・在学する児童生徒含む）に対してまで一律に普及・振興の責務・努力義務（第7条）を割り振ることは、「行政や事業者の責務を市民に転嫁している」との批判を免	者への法的な配慮に関し、法政策上、極めて重要かつ本質的なご指摘をいただき、深く感謝申し上げます。 本条例は、那覇市の貴重な歴史的・文化的資産である琉球泡盛文化を次世代へ引き継ぐことを目的としておりますが、お酒が嗜好品であり健康上のリスクを伴うものである以上、市民の皆様に対して飲酒を推奨したり、特定のアルコール文化への関与や普及活動を強要したりする同調圧力を生むようなことは、あってはならないと考えております。また、市民の皆様は文化を強制される存在ではなく、主体的にその価値を享受し、選択する存在であるべきです。ご意見承りました。

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
		れません。 また、第2条第5号の定義によれば、市民等には「市内に在学する者」も含まれます。二十歳未満の者に対して泡盛文化の普及・振興の努力義務を課すことは、二十歳未満の飲酒禁止法等の観点から法体系上の混乱を招きます。 ・公衆衛生・アルコール健康障害対策基本法との相克 アルコール健康障害対策基本法第5条で、地方公共団体の責務として、不適切な飲酒誘引の防止や健康障害対策が義務付けられています。条例で公権力が市民に特定のお酒文化の普及を「努力義務」として推奨するような規定を設けることは、国や本市の公衆衛生政策・健康障害対策と相反するメッセージを市民に発信してしまうおそれがあります。	
9	(技術の継承及び後継者の育成) 第8条	「関連する伝統技術」が何を指すか必ずしも明確ではありませんが、「製造技術」と併せて「琉球泡盛の製造技術」に置き換えると、「関連する伝統技術」も包括できると考えます。	いただいたご指摘を踏まえ、文言修正について検討してまいります。
10	(学習及び普及の振興) 第9条	見出しについて、「学習及び普及」は琉球泡盛文化啓発の手段であり、「学習及び普及」自体を「振興」させることが目的ではありません。そのため、「学習及び普及の振興」を「学習及び普及の推進」に置き換えてはどうかと考えます。 第1項について、素案にある「普及の機会」という表現は、「泡盛の飲酒や購買・消費を広く市民に普及させる」という意味合いに解釈されかねません。 行政が提供すべきは「商品の販売・消費の普及」ではなく、首里王朝時代から続く「歴史的背景や伝統工芸・技術などの文化的価値に関する教育・学習の場」であると考えます。そのため、対象を「歴史的及び文化的価値」とし、単なる「普及」ではなく「学習の機会」として明確に定義し直す必要があると考えます。 第2項について、本条例が、二十歳未満の飲酒禁止法、アルコール健康障害対策基本及び健康なは21など、他の法令や行政計画と矛盾しないことを明確にするため、「過度な飲酒を誘引するものであってはならず、二十歳未満の者の飲酒防止及び公衆衛生の観点に十分配慮して」という文言を追加する必要があると考えます。 第3項について、「法的性格の不透明な記念日規定の適正化」、「不適切な努力義務の緩和（権利・任意化）」及び「啓発内容の適正化（歴史的価値の周知＋適正飲酒の啓発）」の3点から、修正が必要と考えます。 ・記念日表記の適正化（法制執務上の整理）	条例における表現の正確性、行政計画との整合性、そして法規範としての厳密性と客観性に関する、実務・法制的両面から極めて高度で説得力のあるご提言をいただき、深く感謝申し上げます。 本条例において行政が推進すべきは、歴史・文化・技術といった無形遺産としての価値を正しく学び、健全に継承していくことです。また、法制技術的な安定性と市民の権利配慮の観点からいただいた指摘は重要であり、文言の修正を検討してまいります。

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
		「古酒の日」や「泡盛の日」は、本来業界団体や民間が定めた記念日（語呂合わせ等）です。 条例自体で「〇月〇日を泡盛の日と定める」という指定規定を置かないまま、民間記念日の日付を前提として突然引用し、市民や事業者に義務を課すことは法規範として不透明です。そのため、特定の具体的日付の直書きを避け、「泡盛や古酒に関する啓発の日等」と法的に汎用性のある包括的表現に改める必要があると考えます。 ・一般市民・事業者への一律な努力義務の緩和（「推進することができる」へ変更） 特定の日（9月4日や11月1日）に合わせて、市民全般やあらゆる関連事業者に一律で「普及啓発の取り組みを実施する努力義務」を負わせることは、個人の自由や事業者の主体的選択を侵害するおそれがあります。 そのため、取組を行いたい行政や関係団体・事業者が根拠として活用できる「容認・権能規定（～推進することができる）」に改め、法的強制力・プレッシャーを排除する必要があると考えます。 ・取組内容の再定義（単なる普及から「歴史的価値の周知」と「適正飲酒」へ） 記念日等における活動の目的を、単なる「消費促進・普及」ではなく、「歴史的価値の正しい理解」と、アルコール健康障害対策・公衆衛生の観点に基づく「適正な飲酒（節度ある飲酒や未成年防止等）の啓発」の双方をセットで行う取組へと質的に転換させることで、ひいては琉球泡盛文化の持続的な発展が図られると考えます。	
11	(情報発信及び文化交流) 第10条	単に「発信」とだけ規定すると、公権力である行政が特定民間品目の「販売促進・商業宣伝・広告（飲酒のPR）」を肩代わりして行うかのような誤解を生む懸念があります。 行政が市内外へ講ずべき措置は、商品としての泡盛の宣伝ではなく、「首里王朝時代から続く歴史的背景、伝統技術等の文化的価値」に関する正しく健全な情報提供であることを明確にするため、「歴史的・文化的魅力について」という文言を加える必要があると考えます。	行政機関が行う情報発信の公平性・中立性の確保、および「商業広告」と「文化啓発」の境界を厳密に区別すべきという、重要な指摘をいただき、誠にありがとうございます。 地方公共団体は、特定企業の利益誘導や単なる商品の販売促進に偏ることなく、地域の「伝統文化の振興」という公益目的の範囲内で行われることが大原則であります。貴重なご意見として承りました。

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
12	(酒造事業者及び関連事業者等の支援) 第 11 条	本条については、「特定民間事業者への財政的・直接的な優遇（公金の不適正使用懸念）の回避」、「支援対象を『公益性の高い取り組み』に限定することによる行政の公平性・中立性の確保」及び「行政の財政的裁量の確保」の理由から、抜本的な見直しが必要と考えます。 (1) 特定事業者への設備投資・商業支援の排除（公平性・中立性の確保） 素案は、民間の営利事業者である特定の酒造事業者に対し、行政が公金（税金）を用いて「製造設備の更新」や「販路拡大（営業・マーケティング）」を直接支援することを認める内容になっています。 これは、ビールや他の酒類、その他地場産業を営む他事業者との間で不公平を生むだけでなく、特定の民間企業への公的資金投入として「行政の中立性」や「財政民主主義」の観点から非常に問題視されやすい規定です。そのため、個々の企業の利益に直結する商業的支援（設備更新や販路拡大）の文言を全面的に削る必要があります。 (2) 支援対象の「公益的な取組」への明確な限定 公金による支援を行う妥当性（正当な理由）を確保するため、支援の対象を事業者の個別の利益ではなく、「地域全体の文化財・伝統技術の保存」や「環境配慮（SDGs 等）」といった高い公益性を持つ取組に限定する必要があります。これにより、市民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たせる法的な枠組みに整えることができます。 (3) 行政の財政的裁量の確保（「努めるものとする」から「行うことができる」へ） 素案では、市に対して事業者を支援する「努力義務（～努めるものとする）」を課しています。しかし、自治体の財政状況や取組内容の適否に応じ、市が柔軟かつ慎重に支援の可否を判断できるよう、権能・許容規定（～行うことができる）へと文言を改め、行政の財政的裁量を確保する必要があります。	地方自治体における財政民主主義の原則、特定の民間事業者に対する公的支援の公平性・中立性の確保、および市民の皆様への説明責任の観点から、極めて本質的かつ実務上も極めて重要なご指摘をいただき、ありがとうございます。 地方公共団体が公金を支出して事業者を支援するにあたっては、その使途が「高い公益性」を有しており、市民の皆様に対して使途の妥当性を明確に説明できるものであることが大前提となります。 市の裁量を確保し適切な予算執行を行うため、一律の努力義務ではなく「必要な措置（支援等）を講ずることができる」等の規定について検討してまいります。
13	(伝統産業等との連携) 第 12 条	本条については、「「泡盛主導」のニュアンスの払拭」及び「「発信」の重複削除と法制執務上の整理」の理由から、見直しが必要と考えます。 (1) 「泡盛主導」のニュアンスの払拭 素案では「泡盛の PR のために他の伝統産業（琉球ガラスや壺屋焼、琉球料理等）を利用・活用する」といった主従関係の印象を与えかねない構造です。両者を対等な地域資源として位置付け、連携によって「地域文化全体」の魅力と価値を高めることを目的として明示することが必要と考えます。 (2) 「発信」の重複削除と法制執務上の整理 情報発信については既に第 10 条（情報発信及び文化交流）で独立して規定されているため、本条では「連携による魅力向上」という本質的な役割に絞り込み、重複表現（冗長性）を解消する必要があると考えます。	本市が誇る多様な伝統産業の自立性を尊重し、かつ法制技術的な重複を避けた体系にするための示唆に富むご提案をいただき、感謝申し上げます。 「伝統産業等との連携」とは、地域文化全体のブランド価値を相乗的に引き上げていく協働の関係を目指しています。条文の修正・整理を検討してまいります。

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
14	(伝統産業等との連携) 第12条	第12条(伝統産業等との連携)は、第4条(市の役割)の「～伝統産業等との連携に関する施策を～実施するものとする。」とダブっている感じがするので、第12条(伝統産業等との連携)を丸ごと削るか、規則(or 要綱)に移動するのは如何でしょうか？	条例案の体系を整理し、重複のない分かりやすい構造とするための具体的なご提案をいただき、誠にありがとうございます。 貴重なご意見承りました。
15	(観光振興) 第13条	本条については、「多様なバックグラウンドを持つ観光客・市民への配慮」及び「単なる「消費観光」から「まちづくりへの還元」への拡張」を理由として、見直しが必要と考えます。 (1) 多様なバックグラウンドを持つ観光客・市民への配慮(ソバーキュリアス・ハラール等) 近年、宗教的背景(イスラム圏のハラール等)、健康上の理由、あるいは個人のライフスタイル(あえて飲まない「ソバーキュリアス」)など、酒類を嗜まない観光客・市民が増加しています。市全体で泡盛の飲酒を一律に前面へ押し出す手法はミスマッチを生む懸念があるため、「多様な文化や習慣を持つ人々への配慮」を明確な要件として加える必要があると考えます。 (2) 単なる「消費観光」から「まちづくりへの還元」への拡張 単に「泡盛を飲む観光プランの推進」ととどまらず、首里をはじめとする歴史的な街並みや食文化と一体となった「賑わいのあるまちづくり(地域の活性化)」に資する施策へと概念を拡張するのはどうでしょうか。	国内外から多様な人々が訪れる国際観光都市・那覇にふさわしい、観光客の「多様な価値観への配慮」と、単なる一時的消費にとどまらない「持続可能な地域活性化(まちづくり)」を見据えた、極めて重要かつ先進的なご提言をいただき、感謝申し上げます。 観光客の皆様が那覇市の歴史、文化を体験し、それが地域経済へ還元される好循環を生み出すものであるべきと考えます。 貴重なご意見承りました。
16	(個人の意思の尊重等) 第14条	本条については、「過度な推奨・不当な強要の禁止」の具体的・規範的法制化が必要と考えます。 (1) 「配慮義務」から「最大限尊重すべき絶対的規範」への格上げ(第1項) 個人の意思、嗜好、体質(アルコール代謝能力の有無)、健康状態は、憲法上の基本的人権や自己決定権に深く関わります。これを単なる「配慮事項」ととどめず、「最大限尊重しなければならない」という強い法的規範へ引き上げる必要があります。 (2) 禁止行為の明確化と「何人(なにびと)も」規定の導入(第2項) 単なる「飲酒の強制」だけでなく、「過度な飲酒(イッキ飲み等)の強要」、「二十歳未満の者への推奨」、「飲酒を望まない者への推奨・同調圧力」を明確に禁止する必要があります。これにより、アルコール健康障害対策基本法や二十歳未満の飲酒禁止法等の法体系とバランスをとることができます。 また、「何人も」の文言を加えることで、行政や事業者だけでなく、全ての主体に適用される一般的な禁止規範として厳格化することができます。	個人の尊厳、自己決定権、および心身の健康と生命の安全を守るといふ、憲法ならびに公衆衛生上、極めて本質的かつ重大なご指摘をいただき、感謝申し上げます。 アルコールの不適切な摂取は、各種健康被害を孕んでいるご指摘は、極めて妥当なものであると認識しております。 法政策的に非常に論理的なご意見承りました。

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
17	(基本計画) 第 15 条	素案の「必要な措置を講ずる」という表現は抽象的であり、市が具体的に何を根拠として施策を推進するのかが不透明です。「基本計画を定めるものとする」と明記することで、市に対し計画策定を義務づけることができます。 また、第 2 項の新設により、基本計画の策定プロセスに「市民・専門家の参画」と「健康・公衆衛生への事前配慮」が組み込まれ、より客観的で市民の理解が得られる施策推進が可能となります。これにより、施策の透明性を高め、地域社会全体で納得感のある計画づくりが可能になり、健康な 21 等の市の施策とも整合性を図ることができます。 その結果、より客観的で市民の理解が得られる形で施策の推進が可能になり、条例の理念が実現されるものと考えます。 なお、素案の主語の「市長」について、市長が主語となるのは、自治体の執行機関として具体的な行政権限の行使、処分に関する場合と考えられます。本条の規定はそのような行政処分ではないこと、他の条との統一を図ることから、主語を「市」に揃えるべきと考えます。	ご指摘のとおり、素案の「必要な措置を講ずるよう努める」という努力義務的な抽象表現では、具体的な施策の実行力が不十分になる懸念があります。 琉球泡盛文化の継承と、これに伴う適切な配慮施策を安定的・継続的に実行する根拠を明確にするため、基本計画の策定を努力義務にとどめず、明確な義務とする「基本計画を策定するものとする」という義務規定へと格上げする方向で修正を検討いたします。 また、主語につきましても、法制執務上の統一を図るため「市長」から「市」へと改めます。
18	(基本計画) 第 15 条	第 15 条(基本計画)は、第 4 条(市の役割)の「～施策を総合的かつ計画的に策定～」とダブっている感じがするので、第 15 条(基本計画)を丸ごと削るか、規則(or 要綱)に移動するのは如何でしょうか？	条例案の体系的な重複を避け、簡潔かつ明確な構成とするための建設的なご提案をいただき、誠にありがとうございます。 条例としての法的完成度を高めたものとなるよう、いただいたご意見を踏まえて適切な整理を行ってまいります。
19	(財政上の措置) 第 16 条	条例で単に「財政上の措置を講ずる」と規定すると、他の重要施策（福祉、教育、防災等）の予算を圧迫してでも優先的に公金を投入すべきかのような印象を与えやすくなります。「予算の範囲内において」と明記することで、市の毎年度の予算編成権・財政裁量権を担保する必要があると考えます。 また、特定分野の振興施策に対する財政出動に一定の枠組み（上限）を設け、健全な財政運営の範囲内でのみ実施することを明確にする必要があると考えます。	財政規律の維持、行政施策への予算配分の公平性、および市長の予算編成権の適切な運用に関する、財政民主主義の観点からの重要なお意見承りました。

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
20	(施策の 検証) 第 17 条	素案の「定期的な検証」という表現だけでは曖昧で、評価基準も不明確なため、施策がやりっぱなし（形骸化）になるリスクがあります。これを「定期的な検証及び評価」とし、さらに「結果の公表（市民への情報公開）」を義務付けることで、行政の透明性と説明責任を高めることが必要と考えます。 また、第 15 条で定める「基本計画」の進捗を第 17 条で「検証・評価（Check）」し、その評価結果に基づいて「必要な措置を講じる（Action）」という一連の PDCA サイクルを条例内で完結させられると考えます。 この規定により、条例に基づく施策の検証が明確になり、条例理念の実現が図られるものと考えます。	本条例に基づく施策の形骸化を防ぎ、効率的かつ実効性の高い行政運営（PDCA サイクル）を確立するための観点、および市民の皆様に対する透明性と説明責任の向上に関する、極めて本質的で建設的なご提言をいただき、感謝申し上げます。 地方公共団体が条例を基に実施する施策は、常に改善を図るプロセスが不可欠です。いただいた貴重なご意見承りました。